

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 19 号に掲げる潜水器漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 6 年 1 月 31 日

青森県知事 宮下 宗一郎

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考	
あわび潜水器漁業	6 人	定めなし	東共第 1 号共同漁業権漁場の区域	4 月 1 日から 7 月 31 日まで及び 11 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	東共第 1 号共同漁業権の組合員行使権者	令和 6 年 1 月 31 日から令和 6 年 3 月 8 日まで	1 許可の有効期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 日没から日の出までの間は、操業してはならない (2) 漁業権漁業を妨げてはならない (3) 知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採捕を制限した場合は、これに従わなければならない	
	6 人		東共第 3 号共同漁業権漁場の区域		東共第 3 号共同漁業権の組合員行使権者			令和 6 年 1 月 31 日から令和 6 年 3 月 13 日まで
	1 人		東共第 13 号共同漁業権漁場の区域		東共第 13 号共同漁業権の組合員行使権者			令和 6 年 1 月 31 日から令和 6 年 3 月 8 日まで
	5 人		次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域並びに基点第 4 号からカ、オ、エ及びセの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域内にある白銀西防波堤（北東端から 50 メートルの直線部分を除く。）、白銀北防波堤（北西端から 100 メートルの直線部分を除く。）及び第二中央防波堤（北端から 405 メートルの部分を除く。）の各防波堤壁面から 10 メートル以内の水域 ただし、第二中央防波堤における港湾工事業区域を除く。 ア 八戸港蕪島防波堤灯台から真方位 358 度 900 メートルの点 イ アから真方位 283 度 300 メートルの点 ウ イから真方位 192 度 400 メートルの点 エ ウから真方位 102 度 300 メートルの点 基点第 4 号 青森県八戸市 3,000 トン岸壁の北端（6 号物揚場西角） カ 八戸港蕪島防波堤灯台から真方位 267 度 920 メートルの点 オ カから真方位 326 度 1,000 メートルの点 エ セから真方位 297 度 30 分 1,800 メートルの点 セ 青森県八戸市大字鮫町字下盲久保 25 番地恵比須浜岩礁に設置した標柱		八戸市に住所を有する者			令和 6 年 1 月 31 日から令和 6 年 3 月 8 日まで
	1 人		八太郎北防波堤（外側のみ）から 10 メートル以内の水域					

	1人		市川東防波堤、市川船溜り北防波堤及び同南防波堤（北・南防波堤先端から60メートル及び防砂堤を除く。）の各防波堤外港側壁面10メートル以内の水域				
	1人		東共第19号共同漁業権漁場の区域		東共第19号共同漁業権の漁業権者	令和6年1月31日から 令和6年3月11日まで	<p>1 許可の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。</p> <p>2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。</p> <p>(1) 日没から日の出までの間は、操業してはならない</p> <p>(2) 漁業権漁業を妨げてはならない</p> <p>(3) 知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採捕を制限した場合は、これに従わなければならない</p>
	3人		東共第21号共同漁業権漁場の区域		東共第21号共同漁業権の漁業権者		
	1人		東共第23号共同漁業権漁場の区域		東共第23号共同漁業権の漁業権者		
	1人		東共第25号共同漁業権漁場の区域		東共第25号共同漁業権の漁業権者		
	1人		東共第27号共同漁業権漁場の区域		東共第27号共同漁業権の漁業権者		
	1人		東共第29号共同漁業権漁場の区域		東共第29号共同漁業権の漁業権者		
	1人		東共第31号共同漁業権漁場の区域		東共第31号共同漁業権の漁業権者		
なまこ潜水器漁業	6人	定めなし	東共第1号共同漁業権漁場の区域	4月1日から4月30日まで及び10月1日から翌年3月31日まで	東共第1号共同漁業権の組合員行使権者	令和6年1月31日から 令和6年3月8日まで	<p>1 許可の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。</p> <p>2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。</p> <p>(1) 日没から日の出までの間は、操業してはならない</p> <p>(2) 漁業権漁業を妨げてはならない</p> <p>(3) 知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採捕を制限した場合は、これに従わなければならない</p>
	6人		東共第3号共同漁業権漁場の区域		東共第3号共同漁業権の組合員行使権者	令和6年1月31日から 令和6年3月13日まで	
	1人		東共第13号共同漁業権漁場の区域		東共第13号共同漁業権の組合員行使権者	令和6年1月31日から 令和6年3月8日まで	
	5人		次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域並びに基点第4号からカ、オ、エ及びセの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域内にある白銀西防波堤（北東端から50メートルの直線部分を除く。）、白銀北防波堤（北西端から100メートルの直線部分を除く。）及び第二中央防波堤（北端から405メートルの部分を除く。）の各防波堤壁面から10メートル以内の水域		八戸市に住所を有する者		

		ただし、第二中央防波堤における港湾工事業区域を除く。 ア 八戸港蕪島防波堤灯台から真方位 358 度 900 メートルの点 イ アから真方位 283 度 300 メートルの点 ウ イから真方位 192 度 400 メートルの点 エ ウから真方位 102 度 300 メートルの点 基点第 4 号 青森県八戸市 3,000 トン岸壁の北端（6 号物揚場西角） カ 八戸港蕪島防波堤灯台から真方位 267 度 920 メートルの点 オ カから真方位 326 度 1,000 メートルの点 エ セから真方位 297 度 30 分 1,800 メートルの点 セ 青森県八戸市大字鮫町字下盲久保 25 番地恵比須浜岩礁に設置した標柱				(3) 船舶航行に支障を生じさせてはならない (4) 埋立工事を行っている区域（八戸港八太郎地区（市川））に進入してはならない
	1 人	八太郎北防波堤（外側のみ）から 10 メートル以内の水域				
	1 人	市川東防波堤、市川船溜り北防波堤及び同南防波堤（北・南防波堤先端から 60 メートル及び防砂堤を除く。）の各防波堤外港側壁面 10 メートル以内の水域				
	1 人	東共第 19 号共同漁業権漁場の区域		東共第 19 号共同漁業権の漁業権者	令和 6 年 1 月 31 日から 令和 6 年 3 月 11 日まで	1 許可の有効期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。
	3 人	東共第 21 号共同漁業権漁場の区域		東共第 21 号共同漁業権の漁業権者		(1) 日没から日の出までの間は、操業してはならない (2) 漁業権漁業を妨げてはならない (3) 知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採捕を制限した場合は、これに従わなければならない
	1 人	東共第 23 号共同漁業権漁場の区域		東共第 23 号共同漁業権の漁業権者		
	1 人	東共第 25 号共同漁業権漁場の区域		東共第 25 号共同漁業権の漁業権者		
	1 人	東共第 27 号共同漁業権漁場の区域		東共第 27 号共同漁業権の漁業権者		
	1 人	東共第 29 号共同漁業権漁場の区域		東共第 29 号共同漁業権の漁業権者		
	1 人	東共第 31 号共同漁業権漁場の区域		東共第 31 号共同漁業権の漁業権者		

なみがい、ほたて がい潜水器漁業	1人	定めなし	東共第1号共同漁業権漁場の区域	4月1日から翌年 3月31日まで	東共第1号共同漁業権の組 合員行使権者	令和6年1月31日から 令和6年3月8日まで	1 許可の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3 月31日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 日没から日の出までの間は、操業してはならない (2) 漁業権漁業を妨げてはならない (3) 知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採 捕を制限した場合は、これに従わなければならない
うに、ほや、わか め、こんぶ潜水器 漁業	6人	定めなし	東共第1号共同漁業権漁場の区域	4月1日から翌年 3月31日まで	東共第1号共同漁業権の組 合員行使権者	令和6年1月31日から 令和6年3月8日まで	1 許可の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3 月31日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 日没から日の出までの間は、操業してはならない (2) 漁業権漁業を妨げてはならない (3) 知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採 捕を制限した場合は、これに従わなければならない
うに、ほや、えら こ、かき、むらさ きいがい、わかめ、 こんぶ潜水器漁業	6人	定めなし	東共第3号共同漁業権漁場の区域	4月1日から翌年 3月31日まで	東共第3号共同漁業権の組 合員行使権者	令和6年1月31日から 令和6年3月13日まで	1 許可の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3 月31日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 日没から日の出までの間は、操業してはならない (2) 漁業権漁業を妨げてはならない (3) 知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採 捕を制限した場合は、これに従わなければならない
うに、ほや、えら こ、かき、あさり、 わかめ、こんぶ、 まつも潜水器漁業	1人	定めなし	東共第13号共同漁業権漁場の区域	4月1日から翌年 3月31日まで	東共第13号共同漁業権の 組合員行使権者	令和6年1月31日から 令和6年3月8日まで	1 許可の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3 月31日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 日没から日の出までの間は、操業してはならない (2) 漁業権漁業を妨げてはならない (3) 知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採 捕を制限した場合は、これに従わなければならない
うに、ほや、えら こ、たこ、かき、 あさり、わかめ、 こんぶ、あかばぎ なんそう、えぞ ぼら、むらさき いがい、あかざら がい潜水器漁業	5人	定めなし	次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域並び に基点第4号からカ、オ、エ及びセの各点を順次に結んだ線と最大高潮 時海岸線とによって囲まれた区域内にある白銀西防波堤（北東端から50 メートルの直線部分を除く。）、白銀北防波堤（北西端から100メー トルの直線部分を除く。）及び第二中央防波堤（北端から405メートルの 部分を除く。）の各防波堤壁面から10メートル以内の水域 ただし、第二中央防波堤における港湾工事作業区域を除く。 ア 八戸港蕪島防波堤灯台から真方位358度900メートルの点	4月1日から翌年 3月31日まで ただし、あかざら がい潜水器漁業に ついては7月1日 から翌年3月31 日まで	八戸市に住所を有する者	令和6年1月31日から 令和6年3月8日まで	1 許可の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3 月31日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 日没から日の出までの間は、操業してはならない (2) 知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採 捕を制限した場合は、これに従わなければならない (3) 船舶航行に支障を生じさせてはならない (4) 埋立工事を行っている区域（八戸港八太郎地区（市

			イ アから真方位 283 度 300 メートルの点 ウ イから真方位 192 度 400 メートルの点 エ ウから真方位 102 度 300 メートルの点 基点第 4 号 青森県八戸市 3,000 トン岸壁の北端（6 号物揚場西角） カ 八戸港蕪島防波堤灯台から真方位 267 度 920 メートルの点 オ カから真方位 326 度 1,000 メートルの点 エ セから真方位 297 度 30 分 1,800 メートルの点 セ 青森県八戸市大字鮫町字下盲久保 25 番地恵比須浜岩礁に設置した標柱				川) ) に進入してはならない
うに、ほや、えらこ、いわがき、むらさきいがい、あかざらがい潜水器漁業	1 人	定めなし	次の防波堤から 10 メートル以内の水域 (1) 八太郎北防波堤（外側のみ） (2) 市川東防波堤（外側のみ） ただし、えらこ、いわがき潜水器漁業に限る	4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで ただし、あかざらがい潜水器漁業については 7 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	八戸市に住所を有する者	令和 6 年 1 月 31 日から 令和 6 年 3 月 8 日まで	1 許可の有効期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 日没から日の出までの間は、操業してはならない (2) 知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採捕を制限した場合は、これに従わなければならない (3) 船舶航行に支障を生じさせてはならない (4) 埋立工事を行っている区域（八戸港八太郎地区（市川) ) に進入してはならない
うに、ほや、えらこ潜水器漁業	1 人	定めなし	市川東防波堤、市川船溜り北防波堤及び同南防波堤（北・南防波堤先端から 60 メートル及び防砂堤を除く。）の各防波堤外港側壁面 10 メートル以内の水域	4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	八戸市に住所を有する者	令和 6 年 1 月 31 日から 令和 6 年 3 月 8 日まで	1 許可の有効期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 日没から日の出までの間は、操業してはならない (2) 知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採捕を制限した場合は、これに従わなければならない (3) 船舶航行に支障を生じさせてはならない (4) 埋立工事を行っている区域（八戸港八太郎地区（市川) ) に進入してはならない
うに・ほや潜水器漁業	1 人	定めなし	東共第 19 号共同漁業権漁場の区域	4 月 1 日から 翌年 3 月 31 日まで	東共第 19 号共同漁業権の漁業権者	令和 6 年 1 月 31 日から 令和 6 年 3 月 11 日まで	1 許可の有効期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 日没から日の出までの間は、操業してはならない (2) 漁業権漁業を妨げてはならない (3) 知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採捕を制限した場合は、これに従わなければならない
	3 人		東共第 21 号共同漁業権漁場の区域		東共第 21 号共同漁業権の漁業権者		
	1 人		東共第 23 号共同漁業権漁場の区域		東共第 23 号共同漁業権の漁業権者		

	1人		東共第 25 号共同漁業権漁場の区域		東共第 25 号共同漁業権の漁業権者		
	1人		東共第 27 号共同漁業権漁場の区域		東共第 27 号共同漁業権の漁業権者		
	1人		東共第 31 号共同漁業権漁場の区域		東共第 31 号共同漁業権の漁業権者		
うに・ほや・かき 潜水器漁業	1人	定めなし	東共第 29 号共同漁業権漁場の区域	4月1日から 翌年3月31日まで	東共第 29 号共同漁業権の漁業権者	令和6年1月31日から 令和6年3月11日まで	<p>1 許可の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。</p> <p>2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。</p> <p>(1) 日没から日の出までの間は、操業してはならない</p> <p>(2) 漁業権漁業を妨げてはならない</p> <p>(3) 知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採捕を制限した場合は、これに従わなければならない</p>